

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 6 年 5 月 28 日

京都府警察本部長 白井利明

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備管理業務 一式

(2) 委託業務の内容等

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで

(4) 履行場所

京都府警察本部長（以下「警察本部長」という。）が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3

京都府警察本部総務部会計課府費係

電話075-451-9111 内線2218

(2) 仕様書の交付場所

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3

京都府警察本部交通部交通規制課規制企画・許認可係

電話075-451-9111 内線5174

(3) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和 6 年 5 月 28 日（火）から令和 6 年 6 月 10 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 入札説明書

a 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（http://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html）からダウンロードすること。

b やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

(イ) 仕様書

アの期間の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）

に (2) の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ・ 5 ・ 6 年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
大分類「その他」－小分類「その他」
- (3) 1 の (1) の委託業務を確実に履行することができる者と認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 に規定する指定公金事務取扱者に係る指定を受けていること。
- (6) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第 6 条の 8 に規定する京都府公安委員会が認める法人であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2 の (3) のアに同じ。

イ 提出場所

2 の (1) に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前 9 時から午後 5 時までの間（正午から午後 1 時までの間を除く。）に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の

負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年6月27日（木）午前10時

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部本館入札室

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の10分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わるできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書及び確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書及び確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下

「銀行等」という。) が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項第 1 号、第 3 号又は第 7 号に該当する場合は、免除する。

8 その他

- (1) この入札の実施については、1 から 7 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。